

奈良県立医科大学 障害者雇用の働き方改革について



障害者雇用の取り組みのきっかけ

法定雇用率算定基礎の労働者数の除外率が40%→30%に引き下げられ、平成23年(2011年)度から法定雇用率を下回ったことにより、労働局から指摘を受け、障害者雇用の検討を始める。

平成23年6月

法定雇用率2.1%→奈良医大**1.59%**

検討を進める中での問題点

- 法定雇用率を達成するためには、10人以上を採用。
- 採用者の確保や受け入れ体制の整備が追いつかない状況。

病院では・・・

「重い病気を抱えた患者への対応が障害者にできるのか」

「緊急事態が発生した時は大丈夫か」

大学では・・・

「障害者に仕事を任すのは不安」

といった懸念の声が聞かれた。

まずは、5人の実習生を受け入れる

平成25年(2013年)度

総務課 男性2人 学内保育園 女性3人



複数回に渡り実習を実施。

意欲や能力を見極めた上で採用する。

これが本学における障害者雇用のスタートとなった!

平成26年(2014年)4月 5人採用。

法定雇用率を達成するために・・・ 平成26年度中に知的障害20人を採用

・知的障害とは

知的機能の発達に遅れや障害が18歳ごろまでにあらわれ、日常生活を送るために特別な援助を必要とする状態をいう。

(特別支援学校・通信高校等卒業)



平成27年4月人事課障害者雇用推進係が発足

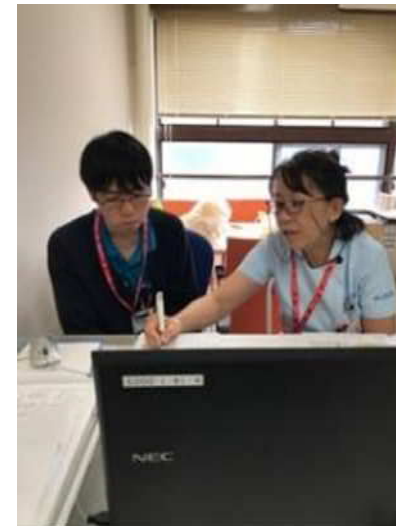
- 知的障害20人でスタート
法定雇用率2.3%→奈良医大**2.31%目標達成**
- 26年度、頑張った甲斐があり、
少しずつ評価され病棟等で勤務する。



平成27年度からは、精神・発達障害者も採用

- 精神障害とは
精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のことを言う。

精神障害者保健福祉手帳2級
統合失調症
(4年大学・専門学校卒業)



- **発達障害とは**

生まれつき脳機能の発達の偏りによる障害。

得意・不得意の特性と、その人が過ごす環境や周囲の人との関わりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する。

精神障害者保健福祉手帳3級

アスペルガー症候群

自閉症スペクトラム

(4年大学・短大卒業)



師長・看護助手と連携を取りながら病棟で働く



チーム体制で作業



中央タオル



ベッドメイク



環境整備

単発作業



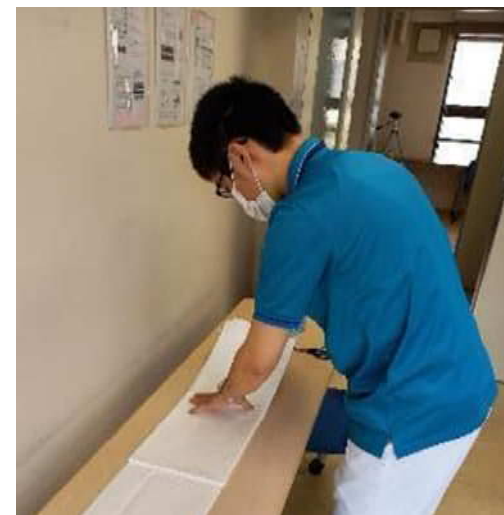
包帯巻き



薬説明書折り



データ入力



シーツ裁断

令和4年1月1日現在 38人雇用

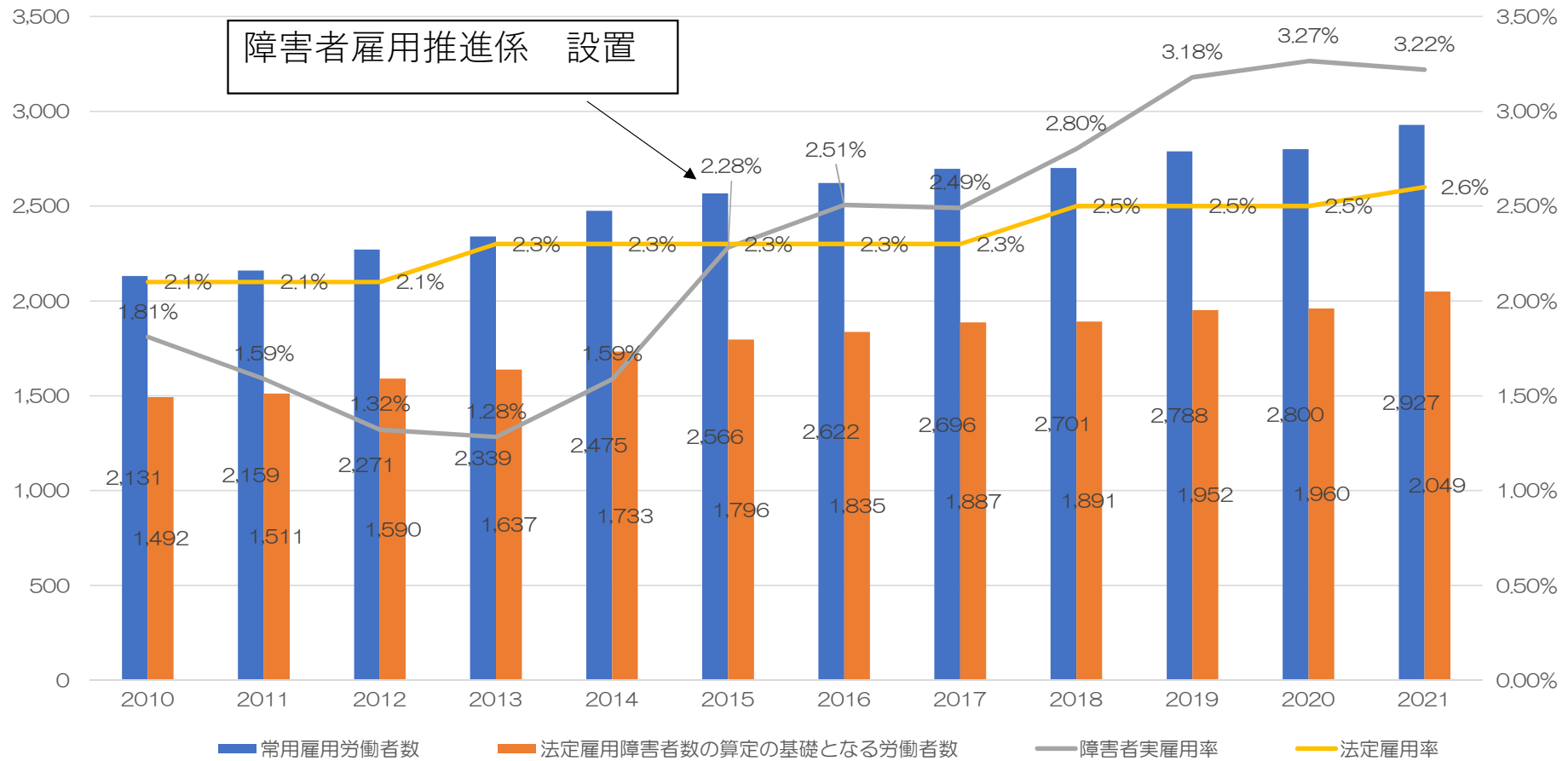
- 知的障害者・・・29人
病棟・外来・シュレッター・環境整備
- 精神障害者・・・3人
中央タオル・パソコン入力
- 発達障害者・・・6人
薬剤部・病棟・病院病理部



令和3年6月 法定雇用率2.6%→奈良医大**3.22%**

添付資料

障害者雇用の状況



障害者雇用推進係設置 (2015年) → 障害者実雇用率2.28%
 現在 (2021年) → " 3.22% + 0.94%

ダイバシティ&インクルージョン



はじめまして よろしくお願ひします!